

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年三月十四日から同年七月十四日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するよう提出してください。

平成二十六年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハーベスあやめ池店

所在地 奈良市あやめ池北一丁目S四街区一画地及び二画地

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時五十分

（変更後）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時五十分から午後十時まで

（変更後）午前六時五十分から午後十一時十分まで

三 変更する年月日

平成二十六年五月一日

四 届出年月日

平成二十六年二月二十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

六 縦覧期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで